

# 宇佐市海岸部の新田開発

三四

樺 田 美 純

はじめに

- (一) 新田開発の計画
- (二) 新田開発(その一)
- (三) 新田開発(その二)
- (四) おわりに

ト は じ め に

宇佐市の海岸部・周防灘沿岸には西から浜高家新田・乙女新田・順風新田・高砂新田・郡中新田・袖子山新田・岩保新田(伊和保新田)・久兵衛新田・北鶴田新田・南鶴田新田の十新田があり、これら的新田は文政八年(一八二五)から測量がはじまり、着工されていった西国筋郡代塙谷大四郎による見立新田である。尚隣接の豊後高田市には吳崎新田・鹿伏新田・和田新田がある。これらの新田は天保郷帳による天領高家村・乙女村・住江村・沖洲村・島原領佐々礼村・松崎村・龜木村の地先に外堤を築き埋め立てた新田であり、村引請・宇佐郡中引請・町人引請によつてなされた新田である。

これらの新田開発に当たつて、塙谷郡代が日田豆田町の博多屋廣瀬久兵衛の助力をえたことは広く知られている。郡代の委託をうけた久兵衛は周防灘沿岸の十三新田と広瀬井手の工事に関係した。そして精密な記録をつけていたのである。久兵衛新

田・嚴保新田は直接関係しているので大量の記録を残しているのは勿論であるが、「宇佐郡新田に関する証文類」・「新開入用調銀一件」・「年貢井新開入用勘定」「豊前新田村日記小遣帳」等とともに、各新田ごとに「神子山新開凡取調帳」のように各新田の取調帳が残されている。

宇佐の新田について調べ発表されたのは大先輩の小野精一先生であり、その内容は「大宇佐郡史論」にのせられた。その後新田開発に關係した記述の場合、ほとんどが大宇佐郡史論を引用されている。ところが大宇佐郡史論の記述には若干の誤りがあり、それは小野先生がその著書の中で「起工・成功の月日・開拓地の面積・堤防の長さ・工費などは詳細には知ることができぬ、いろいろな記録から取り出した推定的な数字である」としている通りである。

## (二) 新田開発の計画

幕府による新田開発の計画は、天明年間の田沼政権時代にすでに計画されていたようである。「下麻生村禪源寺年代記録」(中山重記校訂)によると、天明六年(一七八六)の六月十日の項に、

六月十日江戸ヨリ為諸色吟味巡見上使下向、九人四日市ニ着。早川富三郎上下四人、関根五良市・山本亦助・永井又吉・河野三紀助・岩浅茂八郎各上下三人宛。御普請役見習早川善藏・神谷藤吉上下三人・御普請役雇置田中喜右衛門上下三人・都合人数廿八人御出・御運上御吟味有之・諸帳面書物等差上ル・四日市ニ七日逗留・村々回村無之ソロ。当村酒屋質屋親規ニ書出ス。夫ヨリ住江村海辺新田出来場所御見分・島原領長須村エ止宿。九日逗留。新田築立見積被成入用等御積被成候。(傍点筆者)

とあって、住江村地先の実地見分・工事の見積もり等をしている。田沼政権を支えた官僚は經濟官僚と建設官僚であって、松平定信が勘定方三十人、普請方二十人を罷免していることからも、その事が推察される。天明六年に宇佐に来た巡見使は国々御領所巡見使であって、その構成は勘定方・支配勘定方・徒目付であり、天領運上を吟味するのが主目的である。それに普請

方がついて来たことは新田開発の計画を吟味するためであろう。

田沼政権は天明六年の六月には諸国の寺社・山伏・百姓・町人に石高・間口に応じて五年間の御用金を命じている。百姓は持高百石につき銀二十五匁・町人は間口一間につき銀三匁である。ところが同年八月に老中田沼は罷免され、十月には加恩地二万石は収公され出仕を止められている。周防灘の開発計画はこうした政権の異動と政治不安・経済・社会不安のために中止されたものであろう。この政権異動について「禅源寺年代記録」は

御老中田沼主殿守殿不首尾ニ相成御役替被仰付江戸表騒動不大方。右御巡見モ田沼殿付ニ候ヤ江戸御帰ノ後諸運上方御沙汰無之候。日本國中御料私料共ニ高壹石ニ付銀弐分五厘宛。町方ハ間口壹間ニ付銀三匁宛御用銀被仰付候テ御触有之候。相決候處田沼殿所為ニ候ヤ、田沼不首尾ニ相成候ニ付、御差止メ被仰渡御触書相回候。田沼方御勘定奉行其外下役人中務有之ソロ由。

と記録されている。

### (三) 新田開発、その一

#### (1) 浜高家新田 (広瀬久兵衛書付)

宇佐郡

高家村地先

一田畠反別拾弐町六反壹畝拾弐歩

高六拾壹石五斗壹升八合

一塙浜反別拾町五反弐畝七歩

宇佐郡高家村

浜高家新田

村引請

但

文政八西年迄  
天保五年迄  
拾ヶ年鍼下

文政8年(1825)	鍼下始年
9年(1826)2月	工事着工
10年(1827)	試塙
11年(1828)7月	堤防決壊
12年(1829)	大破
13年(1830)4月	堤防試作
天保元年	完了地
2年(1831)	田畠
3年(1832)	工事完地
4年(1833)	地
5年(1834)	地終年

一文政十亥年迄塙浜相仕立試稼仕候。  
 一天保三辰年迄同五年迄三ヶ年ニ御検地相済申候。  
 一天保二卯年迄、田畠共少々宛試作仕候得共、地盤御座候上□□□作物生立兼申候、且田方用水乏処御座候。  
 一文政十一子年七月、同十三寅年四月、兩度之大風高浪ニ而外堤所々押切、及大破候得共其時之元形之通取繕申候。  
 一凡銀百四拾壹貫目余  
 新開取懸りる成就迄諸入用并人足質其節及諸入用共一切ゞ迄  
 内銀三拾七貫目余  
 御役所より相借り被仰付未返納出来不仕申候

右新開之儀海面西北詰ニ而浪当リ強、外堤打合候迄者損所取繕不輕儀ニ御座候。  
 且田畠共未汐氣去り兼、諸作物生立兼候場所ニ御座候。

さて以上の久兵衛書付を整理して表にすると（第一表）のようになる。

これに対して「大字佐郡史論」には、文政八年正月工事着手、天保三年落成。反別二十三町一反二畝九歩・内塙田十町五反余畝。堤防七百五十余間。工費金二千二百十兩余としてある。

(1) 面積 塙田の面積は同じ、田畠反別と合計したときに若干の誤差があつたのか合計は二十三町一反三畝十九歩となる。

内四百五拾間式重石垣

但 海頬忽石垣

(2)

工事

文政八年正月としてあるのは堤防工事の繩張りをした時をもつて工事着手としたためであろう。久兵衛書付によると

一文政八酉正月大繩御丁張罷在候。

一同九戌二月より新開堤仕立方ニ取懸リ候。

但 外新聞之儀者戌夏より取懸リ候得共

当村之儀者百間堤之分・戌二月より取懸リ申候

一天保三辰年迄ニ堤石垣共一ト通致成就候。

とあつて、

工事の測量は文政八年正月であり、実際に工事に着手したのは九年二月・でき上ったのは天保三年と記録している。

(3) 工費 文政八年のころの金と銀の比価は銀六四匁となつてゐるが、新田開発での比価は「金壹匁ニ付銀六拾五匁替」となつてゐるので、工費一四一貫目は金二二六九兩余となる。大宇佐郡史論は四一兩ほど多い。

中島家史料（宇佐近世史料集）によると、天保三年が五町八反二畝二七歩、四年が一町三反五畝二七歩、五年が五町四反二畝一八歩で合計一二町六反一畝一二歩であり久兵衛記録と同一である。また同史料に「去成年より新開出百姓屋敷地并畠受等ニ被仰付」とあって九年の工事着手を裏付けている。新田の排水には樋をつくつてゐる。

一石垣樋海面堤三都合四ヶ所罷在候。（久兵衛書付）

但 長八間・内法高式尺  
横三尺

一間堤石樋都合三ヶ所罷在候

但 長武間半・内法高式尺  
横三尺

一間堤木丸樋都合六ヶ所罷在候

但 長毫間半より三間迄

また風水害により、新田の堤防が決壊して再工事をしているが文政十一年・十三年の大風高浪で堤防決壊は浜高家新田・乙女新田・高砂新田・順風新田・神子山新田・伊和保新田・久兵衛新田・南鶴田新田・鹿伏新田である。特に文政十一年七月の大風は台風でもあつたろうか、非常に激しかったようである。

一文政十一子七月大風及高汐ニ而惣堤悉押切候

とある。この年は大災害の年で、年表によると伊豆田方郡年川村では新山が湧出して山崩れがあつたり、越後地震があつたりした年であるが、六月には全国的大水害で損毛五六三万石に及び・八月には九州大雨の年であった。「禪源寺年代記録」の文政十一年の項に

七月一日澁水、前月ノ水ニ三尺余勝ル。穴井田浦水總ヲシ・境内山潰抜大小十三ヶ所寺内尽川原トナル。  
とあり、また文政十三年の四月のは季節風でもあらうか。久兵衛書付には

一文政十三寅四月大風及高汐ニ而堤數ヶ所押切申候。  
と記録されている。

(2) 乙女新田 (同前)

宇佐郡

乙女村地先

宇佐郡乙女村

一田畠反別拾武町九反四畝歩

乙女新田

高百拾石六斗貳升六合

村引請

文政八酉年五月

天保五年五月

拾ヶ年鉄下

(第2表)

文政8年(1825)	鍬下始年工事着工
9年(1826)3月	浜發破作
10年(1827)	堤防大試田畠
11年(1828)7月	堤防大試田畠
12年(1829)	完成地地
天保13年(1830)4月	終年
元年(1831)	
2年(1832)	
3年(1833)	
4年(1834)	
5年(1835)	

右新開之儀海面西北詰ニ而浪當強、外堤打合候迄者損所取繕不輕儀ニ御座候。且田畠共未沙氣去り兼、作物生立兼場所ニ御座候。

以上の久兵衛書付の記録を整理して表にすると(第二表)のようになる。

これに對して「大宇佐郡史論」には、文政九年四月着手、同十年落成。反別十六町七畝歩。堤防延長五百八十間。工費金二千百余両。としてある。

(1)面積 久兵衛記録による十二町九反四畝は検地によって高入れをした面積である。

るのに対して、大宇佐郡史論のは後年の面積か、あるいは大繩張をしたときの総面積か、はつきりしない。

(2)工事

着手は文政九年で一月違うが、完了を文政十年としたのは汐留工事ができた時を完了としたものであろう。久兵衛の記録によると、工事着手よりほぼ一年以内に汐留工事が終り、それより石垣工事を丈夫にして、一

一文政九年三月を取懸り、天保二卯年迄ニ外堤石垣其外とも一ト通成就仕候。

一外堤凡延長十三拾七間 内凡八百間余海頬ニ重石垣

一文政十二丑年試塙浜相仕立候得共・塙出来兼候ニ付相止申候。田畠開発仕居候。尤沖手三分ニ御座候。

一天保元寅年より地元請手方試作少々仕付候処、小石多<sup>(新力)</sup>地開、手入作物生立兼申候。

一天保三辰年、同四己年兩年ニ御検地相済申候。

一文政十一子年七月、同十三寅年四月、兩度之大風高浪ニ而外堤汐打越、及大破候得共、其時之元形之通取繕申候。

一凡銀百弐拾七貫目余 新開取懸り候迄成就迄諸入用并人足賃其外塙浜入用共一切<sup>アヨ</sup>迄

内銀式拾貫四百目余

御役所<sup>ムカシ</sup>相借り被仰付未返納出来不在申候

と通り完了となつてゐる。

(3) 堤防 天保二年の工事完了時の長さが一〇三七間であるのに対して、大字佐郡史論の五八〇間はいつの時代の長さか明確でない。推定であろうか。

(4) 工費 住江庄村屋高橋九郎兵衛文書(柳浦町史史料)によると「金一匁ニ付銀六拾五匁替」であるから、銀一二七貫目は

金一九五三兩三分余となる。御役所借りの二十貫四〇〇匁は広瀬家が借入れていた公儀預り銀を貸付けたものか、助合穀銀を借りたものであろう。

(3) 高砂新田 (同前)

宇佐郡

住江庄村地先

一田畠反別拾八町五反五畝五歩

宇佐郡  
高砂新田

高百八拾四石五斗四合

宇佐郡住江庄村屋  
引請人

文政八酉年占

拾ヶ年鉢下

九郎兵衛

天保五年迄

一文政九年八月より取懸り、同十亥年八月汐留仕、夫占年々石垣并丈夫付仕居候得共、未皆成就ニ出来不申候。  
一外堤凡延長七百貳拾三間  
一文政十一子年より試塙浜相仕立候処、塙出来方不宜候ニ付、段々ニ取止メ田畠開発仕居候。

一文政十二丑年より少々宛田畠共試作仕付申候。

一天保三年御検地相済申候。

一文政十一子年七月、同十三寅年、大風高浪ニ而堤通汐打越、及大破候得共、其時ニ元形之通取繕申候。

一凡銀三百六拾壹貫目余

新開取懸りる此節まで之諸入用并人足貨、塩浜仕上入用、田畠開発及諸入用共一切び迄。

内銀四拾四貫七百目余

御役所ニ相被仰付未返納出来不在申候

同拾三貫目余

他借未返済出来不在申候

右新開之儀海面北詰ニ而浪當強、外堤丈夫付并石垣等皆出来迄者、未余程入用相懸り候場所ニ御座候。  
以上の記録を表にしてみると（第三表）のようになる。

文政8年(1825)	鍵下始年
9年(1826)8月	工事着工
10年(1827)8月	汐留完了
7月	堤防決壊浜發
11年(1828)	堤試田畠開発
12年(1829)	堤防再築(註)
13年(1830)天保元年	堤防大破
10月	地(註)
2年(1831)	堤防修理(註)
3年(1832)	地(註)
4年(1833)	検査
5年(1834)	鍵下終年工事完了せず

(註) 高橋文書による

これに對して「大宇佐郡史論」には、文政八年着手、同十年落成、反別三十八町一反八畝一步、堤防七百八十九間、工費不詳、としてある。(1)面積 三八町一反八畝一步は何の資料によつたかは不明である。大正四年につくられた柳ヶ浦郷土誌（柳ヶ浦町史史料）による

と、大正三年の田畠面積が三四町六反六畝一二歩である。宅地・山林・原野・雜種地が三町六反二畝五二歩で合計三八町二反八畝余となる。

(2)工事 文政八年着手、十年落成としたのは、繩張の時期をもつて着手とし、汐留完了を工事落成としたのであろう。

(3)工費 「柳ヶ浦町史」（三五九頁）によると、新開場地代を村々から受けとり、工事経費としている。高橋史料（柳ヶ浦町史史料）によると、

新開場地代金酉皆済目録

豊前国宇佐郡

高家村

乙女村

住江村

沖須村

中須賀村

新開場地代金拾貳両貳分

但

酉々亥迄三ヶ年ニ割合酉戌貳ヶ年は壹ヶ年金四両壹分

永百六拾八文五分

一金四両壹分

新開場地代金

之内酉酉年

此銀貳百七拾六両貳分五里

但金壹両二付銀六拾五両替

新塙浜地代金貳丣壹分

但

右同断ヶ年ニ割合酉戌貳ヶ年者壹ヶ年金

永百八拾九文七分

文未年七金三分永四拾九文

候積

一金三分永七拾文

新塙浜地代金

之内立酉分

此銀五拾三丣三分

但右同断

合金五丣永七拾文

御入用

此銀三百貳拾九丣五分五厘

外銀四丣六分壹厘

右者新開新塙浜地代金之内、酉年分書面之通□皆済ニ付、一紙目録相渡候者也

文政九年五月

塩大四郎（黒印）

(註)

文政九年に前年分の他代として

銀二三九匁五分五厘と他に入用

として銀四匁六分一厘を納めさ

せている。これは三年間続く。

右村

庄屋

組頭

新開

新塩浜

引請人

工費三六一貫の内、御役所借りの四四貫七〇〇匁と他借の一三貫を引いた三〇三貫三〇〇匁はこうして宇佐郡の村々より調達した工事費もあると思われる。高砂新田は高橋九郎兵衛の請負新田であるので、掛屋であった九郎兵衛は私財をつぎ込み、天保三年には自家の畑を売ったり借金をしだりしている（柳浦町史）。

御役所借りの四四貫七〇〇匁は、岡田代官が延享二年（一七四五）の新法ではじめた百姓助合石代銀を借りたもので、高橋文書（柳浦町史一七八貞）によると、「助合銀拝借証文」となっていて、「俄ニ出銀才覚難出来砌は拝借奉願上助合穀銀之内追々ニ御貸渡被成下」とあって、高橋史料では四三貫七六七匁余を借りている。

このように高砂新田は住江庄村屋であり掛屋池田屋の主人である高橋九郎兵衛の努力によってなされたものである。そのために池田屋は破産するという結末を迎える。明治二年に子七郎兵衛が日田県役所に差出した「金札千五百両」の拝借証文によると、「九郎兵衛自力を以築立之、御高受仕候場所御座候處、連々凶打累破損所取繕入費債等ニ所持之田畠家財共質入仕、多數之借金相□高、家勢及激憲湯凌兼難渢至極仕候」とあって、高砂新田の一町七反一畝二〇歩を抵当にしていて。七郎兵衛が慶応三年八月に四日市役所に差出した書上によると

文政八酉年御郡代塩谷大四郎様、新田御開発被仰付父九郎兵衛高砂新田分口引請申上、同九戌年八月堤仕立に、被懸候莫

大之入用を以大□等築留仕候処、同十一子年七月大風雨高潮而惣堤悉く押切候ニ付、同十二丑年又々取懸り猶々成就仕  
(中略) 同十三寅十月大風雨高潮ニて數ヶ所押切候得共、是迄心力を盡し候儀ニ付、早速取懸り天保三辰年迄從石垣漸  
通り成就仕、四年御檢地ニ相成申候、

高四石五斗七升九合畠

天保三辰御受

此反別八反四畝廿四歩

高百七拾五石九斗弐升五合田

天保四巳御高入

同拾七町七反廿壹歩

とあって、久兵衛の記録を裏付けている。なお稻は残らず枯れて生立申さずにつき、しかたなく塙浜に仕立てた処、砂入等莫  
大で汐留の工費程かかるとも記録されている。

高砂新田は住江村地先であるが、乙女村、住江村地先と記してあるのは順風分を含んでいるからであろう。順風を除くとき  
には「請入用追割」等に「高砂新田、順風不入」の如く記されている。

(4) 順風新田 (同前)

宇佐郡

宇佐郡  
高砂新田

乙女村地先

順風分

一田畠反別五町四反六畝拾弐歩  
高五拾壹石弐斗六升九合

引請人義

但 文政八酉年

拾ヶ年鍼下

天保五年迄

田助

一文政九年八月より取懸り、同十亥年八月汐留仕、天保三年迄外堤其之外共一ト通成就仕候。

一外堤凡延長三百三拾七間  
但海頬忽石垣

一文政十亥年より試塩浜相仕立候処、塩出来方不宜候ニ付、段々ニ取止メ田畠開発仕居候。

一天保二卯年より田畠共少々宛試作仕付申候。

一天保三年御検地相済申候。

一文政十一子年七月、同十三寅年、大風高浪ニ而外堤破損仕候得共、其節之元形之通相繕申候。

一凡銀七拾六貫三百目余  
新開取懸り成就迄諸入用并人足實塩浜仕上入用及諸入用共一切メ迄

内銀拾弐貫四百目余

御役所より相借候、被仰付未返納出来不仕申候

同壹貫五百目

他借未返済出来不仕申候

右ノ新開之儀海面西北詰ニ而浪當強・堤打合候迄者、年々取繕入用不輕場ニ御座候。

順風新田は高砂新田の内として工事にかかった新田であり、繩張・堤防工事も同一に着手したものと思われる。旧柳浦町の

文政8年	8月	塩浜	鍼下始年着手
9年	8月		了手了開発
10年	7月		鍼下堤防破損
11年			堤防破損
12年			堤防作成
13年元年			田畠試作
天保2年			工事完了地
3年			工検
4年			鍼下終年
5年			

の間を流れている黒川の河口から堤防が始まつていて、どこが高砂との境なのか  
一見しただけではわからない。引請人の円助は大穀屋円助か木下屋かはつきりしない。

記録を表にしてみると（第四表）のようになる。

これに対して「大字佐郡史論」には、文政九年着手、天保三年二月落成、反別十町九反四畝十二歩、堤防延長六百八十間余工費金千百九十二兩余とある。

(1)面積 柳ヶ浦郷土誌（柳浦町史史料）によると、大正三年の順風新田の面積

は田畠反別一一町二反余である。大宇佐郡史論の一〇町九反余は繩張面積であろう。

(2) 堤防

工事着手・落成は久兵衛の記録と同じであるが、長さ六八〇間は二倍の長さで、何の資料によつたか不明。推定でもあろうか。

(3) 工費

銀七六貫三〇〇匁を六五匁替で換算すると、金一一七三両三分余となる。

(5) 郡中新田 (同前)

宇佐郡

住江村地先

一田畠反別拾貳町七反七畝廿壹歩

高百三拾八石五斗八合

文政八酉年立

但 天保五年迄 拾ヶ年鉢下

郡中新田  
宇佐郡中請

一文政九年九月迄取懸り、天保四己年迄ニ外堤石垣其外とも一ト通り成就仕候。

一外堤凡延長六百四拾六間

但海舶惣石垣  
内九拾間余二重石垣

一文政十一子年迄田畠共少々宛試作仕付申候。

一文政十三寅年迄試作仕付申候。

一天保四巳年御検地相済申候。

一凡銀拾七貫百目余

新開取懸り迄成就迄諸入用并人足賃家作入用及諸入用共一切ノ迄

右新開之儀神子山新田地先ニ付、浪当少々心遣者無之候得共、駿館川洪水之節者水押ニ相成候儀共有之、出水之度ニ手入之場

所ニ御座候。

記録を表にしてみると（第五表）のようになる。

（第五表）

文政 8年	9年	10年	11年	12年	13年	元年	2年	3年	4年	5年	天保	了地	終年
											下工	始試	眼工

文政十一年七月と十三年四月の大風高浪で、他の新田は堤防が大破あるいは決壊しているが、郡中新田はその位置が神子山新田の地先である故に堤防決壊を免れている。しかし駅館川が洪水の時は堤防が切れる心配があるとしている。この郡中新田については「禪源寺年代記録」には文政九年に

八月ヨリ御郡代塩谷大四良殿中須賀浜藏所工出張。

（井脱）

尾永浦ヨリ中須賀浦迄新開

始。富家夫レヽ町場割渡シ、其余百姓ニ被仰付也。里ハ六歩山中ハ四歩ニテ

壱石高ニ手形米五升八合四勺出夫ノ外相当ソロ。

文政十年の項に

高家乙女中須賀浜辺新開、山中方出夫代、当村共ハ壱石高ニ手形米壱斗六升ニ当ル。

とある。塩谷郡代による周防灘の見立新田では、財力のある町人請負いの他に共同出資による方式が見られるが、郡中新田は村割りの新田である。各々に分割して請負わせ、その工事・労働力を提供させて完成したものである。これがあるからこそ工費が銀一七貫余、金に換算すると二六一両二分余という少額ですんだのであろう。現在郡中新田の字名に四日市組・上田組・正覚寺組・今成組・中原組・原口組等があるが、これらは当時の分担した村名を残していると思われる。これに対し「大宇佐郡史論」には文政八年着手・同九年九月落成。反別十二町七反七畝二一步。堤防七二五間・工費金二一八三七両としている。「大分県農地改革史」も内容は同一で、文政八年塩谷大四郎着手、同地の高橋九郎兵衛これを助けて、同九年九月竣工す、としている。

これらの内容をみると、反別はぴしゃり同じであるが、他はことごとく異なる。文政八年は大繩張の年であるから、この年

月をもつて着工としたとしても、九年九月より堤防工事にとりかかった年を完成としたのは、何の史料によつたのであろうか。また住江庄村屋九郎兵衛としたのはどんな史料であろうか、九郎兵衛は高砂新田の經營に四苦八苦していたが、郡中新田にも出資していたのであろうか。天保八年の高橋文書によると、住江村の団助が同村の秀右衛門に、郡中新田の一反余りの小作株を売つている。

郡中新田譲渡証文之事  
(柳浦町史一九四頁)

郡中新開大道ノ西方敵ノ下 (黒印)

一、反別毫反余之小作株

代七五錢百七拾目也

右者當□御上納方差支候ニ付書面之新開田貴殿方へ譲渡候儀、只今請取候所相違無御座候、然上者右敵高共貴殿高ニ御差加ヘ永々御支配可被成候、右田地者子々孫々ニ至迄毛頭違乱之儀無御座候、為後日仍而如件、

天保八年  
佐江村譲主 団助 (黒印)

丙十一月 民右衛門 (々)

住江村 (黒印)

秀右衛門殿 (黒印)

前書之通見届候ニ付致奥印候、以上

郡中新田懸り惣代

谷村庄屋

彦次郎 (黒印)

となつていて、郡中新田には九郎兵衛は関係していないようである。下つて安政二年（一八五五）には郡中新田庄屋は石田八

左衛門で、宇佐郡新田惣代を勤めている。組頭は中道文兵衛である。

五〇

(5) 神子山神田

宇佐郡

沖須賀村地先  
中須賀村地先

一田畠反別拾六町七反八畝九歩  
高百四拾五石八斗三升壹合

神子山新田

引請人  
宇佐郡中須賀村

七郎右衛門

但  
文政八酉年右  
天保五年迄  
拾ヶ年鉢下  
外五人

井村方

一文政九年年七月方取懸り同十三寅年迄ニ外堤石垣其外共一ト通成就仕候。  
一外堤凡延長千三百九拾五間  
但海頬惣石垣  
内凡三百七拾間二重石垣

一文政十亥年七月、同十一子年七月、十二月、同十三寅年四月都合四度大風高浪ニ而外堤押切及大破候得共、其時之元形之通取繕申候。

一天保二卯年六田畠共少々宛試作仕候得共、田方其用水乏處、畠方者荒砂ニ而作物生立兼申候。

一天保四巳年御検地相済申候。

一凡銀弐百弐拾九貫目余

新開取懸りる成就迄諸入用并人足質其外権利及諸入用共一切ノ迄

内銀三拾九貫九百目余

御役所ノ相借候被仰付未返納出来不仕申候

同八貫目

他借未返済出来不仕申候

右新開之儀海面北詰ニ而浪當強、東之方駅館川添ニ而出水等も有之、外堤此上丈夫付不仕候得バ難儀場所ニ御座候。

以上の記録を表にしてみると（第六表）のようになる。

(第六表)

文政8年	9年	10年	11年	12年	13年	天保元年	2年	3年	4年	5年	7月	7月	12月	4月	田畠試作	地検	鉢下終年	

これに對して「大宇佐郡史論」には、文政九年八月着手、同十一年八月竣工、反別三十一町二反九畝十二歩、堤防千百六十七間、工費金五千五百九十兩余とある。  
(1) 面積 柳ヶ浦郷土誌（柳浦町史史料）によると、大正三年の田畠反別が二六町四反九畝である。大宇佐郡史論の三一町余は推測であろうか。

(2) 工費 銀二二九貫目は金にすると三五二三兩余となる。引請人の七郎右衛門は中須賀村の弦屋で掛屋をしていた松尾七郎右衛門である。弦屋は豪商であり、中須賀村にあった天領の「浜蔵所」の米の売買で財産を増やしてきた町人である。日田代官の離着任には弦屋に泊っていたという。代々七郎右衛門と長左衛門を襲名し、引請人七郎右衛門の子は長左衛門で、中須賀村庄屋となり、沖洲村・住江村の兼帶をかね、四日市役所に勤めている。神子山新田の庄屋は（松尾）七郎右衛門で、天保八年の組頭は（池田）甚左衛門、百姓代は（藤崎）五平である。安政六年より庄屋は（松尾）源十郎となる。引請人の外五人は中須賀村の豪商達である村屋高三郎・住吉屋恒右衛門・嶋屋吉平・中田屋茂右衛門・弦屋と推察される。

### (3) 堤防 工事完了の年月、堤防の長さは推測であろう。

以上の浜高家・乙女・高砂・順風・郡中・神子山の六新田は、塩谷郡代による新田開発のいわば第一期工事とでもいべきであろうか。鉢下年季は文政八年より天保五年迄の十年間であり、工事着手は九年である。「大宇佐郡史論」では工事費は一反十五両余でできたとしているが、十五両余は乙女新田・浜高家新田で、順風・神子山新田は二一両余かかり、高砂新田は三〇両余かかっている。郡中新田は計算では二両余となるが、各村々の分担額は記録されていないので、やはり神子山新田と同じであろうと思われる。これらの新田にどのくらい入百姓が入ってきたかをみると、高砂新田では汐留が完了した後の文政十

一年正月に、下乙女村の順助が入っている。高橋文書によると、文政十一年正月に

人別請取手形之事

下乙女村百姓

順助

右之者此度高砂新田出百姓ニ罷出候ニ付、御方宗門人別帳御際御送り手形之趣承知仕則、此方宗門人別帳ニ差加候間左様承知可被成候、為後日人別請取手形□如件、

文政十一子年

正月

住江村庄屋

住江九郎兵衛（黒印）

下乙女村莊屋

乙女鹿助殿

とあって、沙留ができるとすぐに入百姓が入った例である。天保十一年の全国戸口調査のときの史料と思われる人口調査が「宇佐史談」（四一号）にのっている。それによると高砂新田は一四軒四七人。郡中新田は一六軒七〇人。神子山新田は一一軒五九人となっている。順風新田は高砂新田に含まれ、乙女新田は下乙女村に、浜高家新田は高家村に含まれていると思われる。これらの六新田は天領の村々の地先に造られたものであり、他の岩保・久兵衛・南北・鹿伏・和田等の新田と状況がやゝ異なると思われる。例えば地先権の問題や塩浜の権利・運上等で、かなりな不平・不満があつたと思われるが、結果は代官所の強権の下で強行されたのであろう。ここで以上の六新田について表にしてみると次のようになる。（第一表参照）

（四）新田開発 その二

駅館川の西側・通称河西部の海岸における新田開発（浜高家・乙女・高砂・順風・郡中・神子山の各新田）は、文政八年

(一八二五)より天保五年(一八三四)迄の一〇年間の鉢下年季で、塩谷郡代による、いわば第一期の新田開発といえる。高橋文書(柳浦町史)に「文政八酉年御郡代塩谷大四郎様、新田御開発被仰」とあり、広瀬久兵衛文書(広瀬家蔵)には「文政八酉正月大縄御丁張罷在候」(浜高家新田)とあるように、文政八年より始めて、堤防工事は翌九年である。この堤防工事が文政九年に着手したことは、高橋文書・広瀬文書・中島文書・禅源寺年代記録等みな一致する。これらのいわば第一期の新田開発が計画されたのは吳崎新田の計画と同じく文政七年(一八二四)であろうか、或いは吳崎新田の余勢をかったものであろうか、史料がはつきりしない。吳崎新田は文政七年に計画を立て、九年三月に着工し一二年に竣工しているので、第一期の開発と同時期といえる。

これに比べて駅館川の東側・通称河東部は、河西部の新田開発の地が天領であるのと異なり島原領にあり、島原藩が当時すでに塩浜をもち運上銀を納めさせていた地であり、事情がやゝ異なる。これらの河東部の新田(岩保・久兵衛・北鶴田・南鶴田の各新田)と豊後高田市の鹿伏(しがなせ)・和田(わだ)新田は、鉢下年季は文政一〇年(一八二七)より天保七年(一八三六)迄の一〇年間で、第一期開発に比べて二年おそく、いわば第二期の新田開発といえる。河西部の新田が大縄張をしていた文政八年に塩谷郡代は河東部の海岸を見分している。そして新開計画を示したが村方より海岸埋め立てに対する不安や反対が出されて、「字佐市史(中巻)によると、「右干瀉一円新開ニ相成候ては、数々下方差支筋有之段、其砌申立」とある。それで塩谷郡代はその申し出を江戸表に届けて、その翌年、文政九年に「御国益ニ相成候事ニ付、新開成就候様可取計旨此方江茂於江戸表被仰渡候」という通達を出すこととなつたのである。九年七月に四日市陣屋に島原領・延岡領下の庄屋・町人等と天領の庄屋・町人等が呼ばれ、この通達が示されて「依之村々とも差あたり新開請負」をして工事計画も提出せよとされた。この文政九年七月には河西部の新田では、すでに堤防工事がなされていた時期である。四日市陣屋に集められた人々は、この強力な命令をきかざるを得ない立場に置かれていた、かくて島原領下の日足庄村屋(佐藤)弥十郎は南鶴田新田を、金屋村の金井屋(南)善左衛門等七人は北鶴田新田を、芝崎村の(賀来)藤九郎は鹿伏新田を、延岡領金屋庄村屋儀兵衛は和田新田を、そして四日市加登

屋の（渡辺）幸六は岩保新田・広瀬久兵衛は久兵衛新田を開発することとなつたのである。

このように塩谷郡代は強力に新田開発政策を進めたのであるが、この塩谷郡代の政策推進を忠実に実行していったのは博多屋広瀬久兵衛である。「近世後期九州天領における新田開発」（安藤保）に述べられているように、久兵衛は新田開発を推進することで郡代権力に密接に結びつき、そのことで公儀預り銀（百姓助合石代銀・年貢銀・御用金銀）の貸付操作で収入を得ていた、広瀬家の経営は借入金と貸付金の操作による流通過程からの収入を中心とするとしている。呉崎新田は形式は郡請負であるが実質は久兵衛の町人請負新田としている。岩保新田の渡辺幸六・北鶴田新田の南善左衛門はともに久兵衛の他領貸しを受けていた人物である。また各新田ともお役所借り・他借をしている。このような点からも安藤氏の説は充分に納得のいくものである。

ここで問題となつたのは当時すでに塩浜で、塩を生産していた塩田である。島原藩はこれらの新田予定地に塩田を持つて、塩浜運上を納めさせていた。ところが塩谷郡代の覚には「荒塩浜ハ勿論、当時塩浜相稼候運上場共、新開可相成分ハ、矢張千鷲と見、新開之積」とあって、島原藩の塩田は新田となってしまったのである。島原藩ではこれから三十年後の安政三年（一八五六）になって、これらの塩浜運上銀を返してもらっている。これは島原領高田役所にいた定居手代植木赫平の努力の賜である。「島原藩日記」安政三年の四月十九日に

豊州御領蟻木村外五ヶ村地先千鷲之場所、去ル文政十亥年日田御郡代塩谷大四郎様御支配中新開御取立ニ相成候内、塩浜有之、村々より納来候運上銀者、御渡ニ相成候趣、御同人より御達有之候処、其後御郡代寺西藤太様、同重次郎様、竹尾清右衛門様与段々御代替りニ相成、運上銀御渡無之、年来相済居候処、彼地定居植木赫平右新開初発より相勤委細承知罷在、元々同所元より御手代江及内談置候処、去ル寅年中表向掛合ニ相成ハハ、岩之丞様より江戸表御伺ニ可相成趣、御手代より相出し候旨、同所御用達より赫平迄申越候付、詰役人より元の手代江掛合置候処。江府自済ニ而文政十亥年以来去卯年まで、二十九

ケ年運上銀都合拾毫貫四百拾九匁余御引渡し可相成。尤当辰迄以来ハ年々四日市陣屋より御掛合之上、御引渡ニ可相成旨岩之丞様より御達之旨申越、御領内之趣意押立乍聊御為筋之儀ニ付、左之通御挨拶御座候様、郡方伺之通取計候様郡奉行へ相認させ、今日郡奉行へ相渡候。

とあって、郡代・手代等に酒肴を送っている。その内に広瀬久兵衛にも金三百匹を送っていて、「但此久兵衛儀者新開初発より様子委細承知罷在、御手代等へ申込彼是世話いたし候趣ニ付」と書かれている。

この島原藩との塩浜一件に見られるように、新田開発はいろんな問題をはらみながら、お上の命令として強行されたものである。

(7) 岩保新田 (広瀬久兵衛書付)

鳴原領  
宇佐郡

松崎村  
佐々礼村地先

宇佐郡

一凡反別七拾町歩

伊和保新田

文政十亥年六  
天保七申年迄

引請人  
宇佐郡四日市村

拾ヶ年鍵下

幸 六

外八人

一文政十亥年三月より取懸り同十三寅年迄ニ外堤一ト通出来仕候。

一外堤凡延長式千六拾間余  
内海頃凡千式百間余石垣  
内凡七百間二重石垣

一天保二卯年より田畠共少々宛試作仕付申候。

一文政十一子年、同十三寅年大風、高浪ニ而堤通汐打越切所出來、其外度々洪水高浪等ニ而堤及大破候得共、其時之元形之

通取繕申候

一凡銀四百六拾貫目余

新開取懸りる去未年迄諸入用并人足質塩浜試作□□及諸入用共々迄

内九拾五貫目余

他借未返済出来不仕申候

右新開之儀海面北詰ニ而浪當強、堤通手広候場所も有之、此上丈夫付不仕候而ハ難儀、且田方其之新開等御座候得共用水無之、嶋原領高森村ニ井堰相仕立水路堀少々等仕候得共、駅館川流未引底方出来可仕候得共、高森村而熟談未行ず候由、且水路里數遠入用多分相懸り候處、引請人之内数人共最初も出銀出来不仕者も有之、彼是難儀ニ付其儘ニ相成有之、御検地之儀者御猶豫被成下候場所ニ御座候。

記録を表にしてみると（第七表）のようになる。

（第七表）

文政10年(1827)	3月	鍛下始年 工事開始	年 間
11年(1828)		堤防破損	
12年(1829)		堤防完	損
13年(1830) 元年		田畠試作	
2年(1831)			
3年(1832)			
4年(1833)			
5年(1834)			
6年(1835)			
7年(1836)		鍛下終年	

「大字佐郡史論」には、文政八年三月着手、同十年四月落成、反別八十二町一反一畝二十九歩（内塙田六町九反余）・堤防千九十間、工費不詳とある。弘化三年に洪水で流失し文久二年五月渡辺喜右衛門再築に着手、同三年四月成功とある。「大分県農地改革史」によると、広瀬久兵衛の起工で文政八年三月着工、同十年四月竣工・堤防の長さは初め千九百五十間・工費二万両、面積五十五町歩、わずか一年で新田流失としている。

引請人は四日市村の加登屋幸六で、広瀬久兵衛から他領貸しを受けていた一人である。外八人と書かれているが、これは久兵衛の書付の特徴で、幸六も含めての人数である。つまり幸六と広瀬久兵衛・法鏡寺村長百姓の勘右衛門・温見村の寿平・下麻生村の三蔵・齊藤村の儀右衛門・田所村の三左衛門・要右衛門である。これらの村々はみな天領の村であり法鏡寺村を除いて、みな山中北部の村々である。久兵衛文書によると堤防の長さが他の二者の記録よりも長い。これは長洲村の東浜から岩保新田の堤防は始められていて、東浜には字

「山ノ下」大繩場と字「堀ノ下」に大繩場があり、堤防工事の繩張資材置場があつた。岩保新田の堤防ができると東浜にも堤防の内側に新田が生まれ、耕地ができるといった。そして主に国東郡よりの入百姓が入ってきて現在に至っている。それらの人々は真玉村・香々地村・臼野村・太田村からで、明治に入り岩保新田の所有者渡辺寿一と小作契約を結んでいたのである。岩保新田も他の新田と同様に、文政十一年の洪水で堤防をことごとく破壊され再工事にとりかかった。「禪源寺年代記録」には文政十二年に「長須浦ヨリ浮田新開始ル」と記録されている。同十三年には「浮殿新開塙止メナル。丑（前年）新開出夫銀高ニ銀壹匁五分掛り四度ニ取立ル」とあって、十二年の出夫銀のことが記録されている。同記録にいう浮殿新開とは海岸埋め立ての岩保・久兵衛新田をさすのか、或いは浮殿を中心とした南北鶴田をも含めた四新田をさしているのかは明確でない。岩保新田は「巖保新田事蹟考」によれば天保十一年の大風高沙によつて堤防が決壊し再工事が行なわれたが、その後も破損が続きついに幸六一人の請負となつた。この間の事情については久兵衛文書にも「堤通手広場所も有之・難儀」・「用水無之・高森村ニ井堰相仕立」とあるように、岩保新田の地理的条件が新田開発に不利なことや、広瀬井手の開通が思うように行かず、高森村よりさらに高森井手を開いて通水する計画ができるないことを上げて、「引請人之内数人共最初右出銀出来不仕者も有之」と記録されている。広瀬久兵衛はこのような岩保新田の資金面の苦境を助けるために、日田役所に援助要請を行つた。その結果の援助が宇佐郡の各村々に新開出夫銀となつてきたものであろう。また日田の丸屋・酢屋・杵屋・伊予屋に広瀬博多屋が講元となつて「巖保新開助合金」をつくつて頼母子を発行させている。岩保新田は弘化三年（一八四六）になつて又もや堤防が決壊し田畠流失によつて中断され、幸六の子渡辺喜右衛門が文久二年（一八六二）に辛島村の嶋屋政右衛門の協力によつて工事を再開し、翌年完成した。それで岩保新田は渡辺家・広瀬家・辛島家の三家が権利をもつこととなる。「宇佐市史」中巻四一二頁の「巖保新田申極一札之事」によると、「三軒ニ割合分ケ方いたし候約定ニ取極候事」としている。さらに明治二六年の洪水でまたまた堤防が決壊、幸六の孫渡辺寿一が国の補助をうけて修築した。岩保新田は祖父幸六、子喜右衛門・孫寿一と三代にわたつて造られた新田であるといえる。岩保新田の入百姓は当初三軒で明治二年には佐々礼・高家・佐伯等から入つ

て七軒となつてゐる。

(8) 久兵衛新田 (同前)

鳴原領  
宇佐郡

松崎村地先

一田畠反別六町五反九歩

久兵衛新田

宇佐郡

高三拾七石貳斗六升六合

日田郡中城村庄屋

広瀬久兵衛

但

文政十亥年迄  
天保七申年迄

拾ヶ年鍼下

但海類惣石垣

一文政十亥年九月より取懸り翌子年六月汐留仕、其後追々ニ石垣等相仕立、文政十三寅年迄一ト通成就仕候。  
一外堤凡延長五百四拾間

一文政十二丑年より畠方少々宛試作仕付候得共、岩砂ニ而生立兼申候。

一田方用水無御座ニ付試塙浜相仕立候得共塙出来兼候ニ付、用水出来次第同地開発之積、尤地低之状不成處及去未年己來試作仕付申候。

一天保三辰年御檢地相済申候。

一田畠試作取実有之者、当分出百姓夫食と為仕・御年貢者并納仕来候。

一文政十一子年七月、同十三寅年四月兩度之大風高浪ニ而外堤汐打越、所々押切百姓屋も吹倒候得共・其時之元形之通取繕申候。

一凡銀五拾壱貫目余

新開取懸りより成就迄諸入用并人足質塙浜百姓家其外及諸入用一切ノ迄

同七貫七百目余

他借未返済出来不在申候

右新聞之儀入江ニ候得共、海面辰己詰ニ而浪當強、堤打合候迄者時之様不出来仕候、且田方用水之儀嶋原領佐々礼村溜池ニ加入之儀談申未不整・當時者天水場ニ御座候。

記録を表にしてみると(第八表)のようになる。

(第八表)

文政10年(1827)	9月	工事開始	留	損	作	損	地	始年	開始
11年(1828)	6月	汐防	試	破	作	完成			
12年(1829)	7月	烟	堤防	防	防	檢			
13年(1830)	4月								
天保元年							田	試	作
2年(1831)							鍬	下	終年
3年(1832)									
4年(1833)									
5年(1834)									
6年(1835)									
7年(1836)									

「大宇佐郡史論」には、文政九年着手・同年成功・反別十一町余・堤防三二五間・工費二五〇〇兩余としている。「大分県農地改革史」も同じ内容で、「和間村四新田の一にして高森井堰の灌漑地なり、文政九年広瀬久兵衛自費干拓す。代官塩谷大四郎これを久兵衛新田と名づけ、その功績を永世に伝へしむ」をつけ加えている。「広瀬久兵衛伝記」には文政九年の項に「自費を以て新田を開き同年落成す。此業成るや府君其勞を報ゆるため、久兵衛新田と名づけて其功績を永世に伝へしめぬ」としている。

久兵衛新田は広瀬久兵衛が呉崎新田の開発にあたっていた当時自費と御役所借り、他借で開いた新田で、新田の堤防汐留めができると住居を建て、この家で開発の事務をとつていた。新田開発の記録については本人の記録が正しいことは勿論であろう。文政九年着工とは大繩張りをした年月をさしている。反別も大繩反別が凡そ十一町歩で耕地は六町五反九歩と同伝記にも記されている。用水は佐々礼村と長洲村との境にある九ノ池に加入申込みをした。九ノ池は一部を長洲の東浜・平松に用水しているが、主力はもちろん佐々礼村で、岩保新田にも一部用水している。それに加入の話し合いをしたが不調に終り、広瀬井手の通水に広瀬久兵衛は取り組むこととなる。広瀬井手は久兵衛が文政十一年より天保六年迄かかり一通りの導水路は完成したが充分な通水は行なわれず失敗に終ることとなる。その広瀬井手の高森よ

り、高森井手を造って、蟻木村・松崎村・佐々礼村・久兵衛・南北鶴田新田へと用水しようと計画をしていたのである。久兵衛は新田の開発がすむと、矢口良平を支配人として置いた。塩谷郡代は久兵衛宛の手紙に「新開之内借屋ニても沢山早々被建入百姓さし置度候・人夫無之候而ハ以後風波手当之節、速に場所に出候もの無之候」と書かれている（続大宇佐郡史論）。久兵衛新田への入百姓は「宇佐史談」四一号によると、嘉永年間七軒三十一人である。久兵衛書付には明治二年に十一軒人數五十五人、馬八疋船五艘となっている。例えば松崎村より天保七年（一八三六）に入百姓した要平（五八才）は当時は男一人女三人の家族であったが、明治二年には男四人女二人の六人家族となり、田五反五畝、畠六反を耕作し、馬一疋・船一隻を持っている。安政三年（一八五七）五月に長洲村より入百姓した広兵衛（四〇才）は女房さづ（三七才）娘しま（一二才）母ゆき（八五才）を連れての入村で、田四反五畝畠八反を耕作し馬一疋を持っている。同じく長洲村よりの入百姓友右衛門（五〇才）は悴三人と女房の五人家族で、始め浜子として塩田で働いていたのが定着したものである。松崎村よりの入百姓弥作（三四才）は女房と妹を連れて入百姓し子供が二人生れた。長洲村より入百姓した伊作は夫婦で入村し子供が三人生まれている。明治二年の久兵衛新田の人口はこのような変化で、十一軒五十五人となつたのである。

寄藻川の東側は島原領水崎村（現豊後高田市）であるが、当時は宇佐郡で橋津組の村であった。ここにできた水崎新開は北鶴田新田とは川をはさんで東西に向かい合い、久兵衛新田とは川をはさんで南北に向かい合っている。この水崎新開は庄屋水之江久兵衛が天保・安政・文久年間に開発して天保新田・西ノ丸新田・沖新田と称していた約四〇町歩の新田である。この天保新田の開発が寄藻川の浮殿東側を埋め立てる計画であった為に、久兵衛新田は洪水のときはもろに水押しになる危険性が予想された。そこで水崎村と話し合い、「万一洪水高汐ニ而、久兵衛新田破損仕候節者、水崎村人夫差出、元形之通取繕」ようきめた。「猶又葭薺場流失等致候節者御役銀出村より弁納」を定めて、別紙写しを添えて四日市役所に届けている。それによると「嶋原御領水崎村より新築立繩張之通築立候得共、浮殿川巾挾く相成久兵衛新田江差障可相成」とあり、「川巾凡八十間程狭く相成居候、依之一ト通り之出水ニ而者差障も有之間敷候得共、高汐時節若大出水有之者差障可相成候而も難儀」と訴えている

当時の新田開発がいかに洪水によって被害を大きく受けていたかが察せられる。

(9) 北鶴田新田（同前）

鳩原領  
宇佐郡

松崎村地先

一田畠反別拾三町壱反壱畝廿四歩

北鶴田新田

高百武石弐斗壱合

文政十亥年五月

但 天保四巳年迄 七ヶ年鉄下

宇佐郡金屋村

引請人  
鳩原領  
善左衛門  
外七人

但

天保四巳年迄

七ヶ年鉄下

宇佐郡金屋村

引請人  
鳩原領  
善左衛門  
外七人

一御領主御役所ニ願立文政七申年五月取懸り翌戊年迄ニ堤メ切成就仕候。其後御料新開ニ相成申候。  
一外堤凡延長四百參拾四間  
一但土堤

一文政九戌年五月畠共少々宛試作仕付候得共、底汐強作物生立兼申候。

一天保三年辰年御検地相済申候。

一文政十一子年洪水ニ付堤通兩度押切候得共、其時之元形之通取繕申候。

一凡銀百七貫目余  
新開取懸りる成就迄諸入用并人足貢塩浜入用一切メ迄

右新開儀入江海面ニ而浪當之心遣者無御座候得共、浮殿川添ニ而再々出水有之場所ニ御座候。且田方用水無之中津領広瀬村右  
用水引水之筈ニ而、一ト通り水路も出来仕候得共里數遠く行届兼當時天水所ニ御座候。

記録を表にしてみると（第九表）のようになる。

「大字佐郡史論」には、文政七年正月着手、同年五月落成、反別十九町二反十五歩、堤防三二五間、工費凡三〇〇〇両とあ

(第九表)

文政 7年(1824)	島原領新田と して開発工事 着手	留 年
8年(1825)	汐試	年 始 る
9年(1826)	堤 外 下 防	破 と
10年(1827)	鐵 (天 堤)	堤 防
11年(1828)		
12年(1829)		
13年(1830)		
天保元年		
2年(1831)	檢	地 年
3年(1831)	鍼	終
4年(1833)	下	

る。「大分県農地改革史」には、「和間村四新田の一にして高森井堰の灌漑地なり。文政七年正月、日田代官塙谷大四郎の監督の下に江口重助・松崎健助その他の援助により共同事業として着手、同年五月竣工す。堤防三三五問、工費三千両余、面積十九町余」としている。

北鶴田新田は島原藩の新開として計画され開発されていたときに、佐藤弥十郎が塙谷郡代より引請けて開発していた鶴田新田が堤防ができると二分割され南北鶴田に分けられた。その北鶴田と島原藩の新開地とが一体となり、天領下に組みこまれて北鶴田新田となつたものであろう。「其後御料新開ニ

### 相成申候」はこの間の事情を物語っている。

北鶴田新田のみが鍼下七年となつてているのは、工事開始の文政七年より十年間の鍼下年季であったが、天領となつてからは鍼下は一新するのではなく、そのまま継続となつたものであろう。「大分の歴史」七卷六五頁に、弥十郎は北鶴田の儀は文政十年より十ヶ年と主張したが、代官側からは天領の鍼下は十年と下知が出ている、従つて七年、との命令を受けたと書かれている。これらから推察すれば当初島原藩の新田としての北鶴田が天領となつたのは文政十年であろうと思われる。

引請人の善左衛門は金屋村の「金井屋」で、酒造・製ろうを業とした町人で、広瀬久兵衛の他領貸しを受けていた一人である。嘉永二年には島原藩に五〇両献金している。「金五拾両 苗字御免之者 一御流格 金屋村南善左衛門」とある。外七人と書かれているので、善左衛門以外に六人の共同請負者がいるのであるが、佐藤弥十郎・江口重助・松崎健助以外は不明。慶応四年の北鶴田新田の庄屋松崎伝兵衛は健助の子でもあるうか。

嶋原領  
宇佐郡

松崎村地先

宇佐郡

一田畠反別拾四町毫反五畝三歩

南鶴田新田

高百拾七石毫斗五升七合

引請人  
嶋原領

但 文政十亥年五月  
天保七申年迄 拾ヶ年鉢下

宇佐郡日足村庄屋

弥十郎

一文政十亥年二月より取懸り同年中ニ汐留出来仕候。

一外堤凡延長九百三拾七間  
但土堤

一文政十一子年より畠方試作仕付候得共、底汐強作物生立不申候。

一田方用水無御座候得共、天保二卯年より少々宛試作植付候、(作物)生立兼申候ニ付其後場所見斗、少々者塩浜相稼罷在候

一天保三辰年御検地相済申候、

一文政十二丑年より天保七申年迄出百姓家八軒并支配人居宅土蔵等取建申候。

一田畠試作取実有之候て者、当分出百姓夫食と為仕、御年貢之儀者弁納仕来候。

一文政十一子年七月、同十三寅年四月兩度之大風洪水之節、堤通り所々押切破損仕候得共、其時之元形之通取繕申候。

一凡銀八拾九貫目余 新開取懸りより成就之諸入用并人足賃家作其外并諸入用共ノ迄

右新開之儀北鶴田同様之場所ニ御座候。

記録を表にしてみると（第一〇表）のようになる。

「大宇佐郡史論」には、文政十年正月着手、同年四月落成、反別十四町一反五畝三歩、堤防九百三十間、工費金千八百余両としている。南鶴田新田の引請人は佐藤弥十郎と橋津村の清兵衛・茂兵衛・高橋佐助・松本奥左衛門の共同請負であったが、

(第十表)

文政10年(1827)	2月	鍵下始年 工事着手了
11年(1828)	7月	試留堤防破損
12年(1829)	4月	百姓入る
13年(1830)	4月	堤防破損
天保元年		入百姓入る
2年(1831)		田試作立
3年(1832)		塩浜地検
4年(1833)		
5年(1834)		
6年(1835)		
7年(1836)		鍵下終年

文政十一年には他の四人は手を引き弥十郎一人の請負いとなつた。この南鶴田新田については「宇佐市史」中巻第六章と「大分の歴史」七巻新田開発以後藤先生の詳細な研究がのつてゐるので説明は省略します。

宇佐市の周防灘沿岸の新田は以上のように一〇新田であるが、表にすると次のようになる(第二二表)。

#### (五) おわりに

宇佐市域に属する塩谷郡代による新田開発は以上の如く十新田であるが、周防灘沿岸の塩谷郡代の関係した新田は豊後高田市・真玉町海岸に三新田ある。また島原藩・延岡藩が独自に開発した新田がその間に点在している。塩谷郡代による見立新田で最も大規模なものは吳崎新田である。吳崎新田は文政九年三月の着工で文政十二年に竣工している。天保四年の高入れでは八町四反余の新田が第四回目の検地の安政四年には六一町余となり慶応四年には一五一町余となる大新田である。吳崎新田については今まで多くの研究があり、また塩谷郡代の文政十二年・草場敬右衛門宛の手紙等現存するので正確に調査研究がなされていると思われる。

鹿伏新田は広瀬久兵衛文書によると次のようになつてゐる。

国東郡

鶴原領草地村地先

一田畠反別拾六町八反九畝廿壱歩

国東郡

鹿伏新田

引請人  
国東郡芝浦村

藤九郎

(第11表)

1	名 称	浜 高家 新田	乙 女 新田	高 砂 新田	順 風 新田	那 中 新田	神 子山 新田
2	位 置	宇佐郡高家村地先	同郡乙女村地先	同郡乙女村地先	同郡住江村地先	同郡中須町村地先	洲洲・村地先
3	田 烟 反 別	23町6反1畝12歩 10町5反2畝7歩	12町9反4畝	18町5反5畝5歩	5町4反6畝12歩	12町7反7畝21歩	16町7反8畝9歩
4	高	61石518	110石626	184石504	51石269	138石058	145石831
5	引 請 人	村 引 請 村	高 橋 九郎兵衛	乙 女 村 円 助	宇 佐 郡 中 請	松 尾 七郎右衛門 外5人・村方	
6	鍼 下 年 季	文政8年 天保5年	10年間	同	同	同	同
7	工 事 開 始	文政9年2月	文政9年3月	文政9年8月	文政9年8月	文政9年9月	文政9年7月
8	工 事 終 了	天保3年	天保2年	(高橋文書)天保3年 (庄瀬文書)完了せし 天保3年	天保3年	天保4年	文政13年
9	検 地	天保3年 天保5年	3ヶ年	天保3年 天保4年	2ヶ年	天保3年 天保4年	天保4年
10	堤 防	750石 (450間二重石垣)	1037間 (800間二重石垣)	723間	337間	646間 (90間二重石垣)	1395間 (370間二重石垣)
11	工費(金銀算)	141貫 (269兩余)	127貫 (1953兩3分余)	361貫 (5553兩3分弱)	76貫300目 (1173兩3分余)	17貫100目 (263兩余)	229貫 (3523兩余)
12	塙 田 試 作	文政10年	文政12年できず	文政11年	文政10年		
13	田 烟 試 作	天保2年	天保元年	文政12年	天保2年	文政11年	天保2年
14	堤 防 決 壊 又は 太 破 損	文政11年7月 文政13年4月	" 11年7月 " 13年4月	" 11年7月 " 13年10月	" 13年		文政10年7月 " 11年7月 " 11年12月 " 13年4月
15	そ の 他	役所借銀37貫	役所借銀20貫400目 他借銀13貫	役所借銀44貫700目 他借銀1貫500目			役所借銀39貫900目 他借銀8貫

(第12表)

長

① 名 称	伊和保(岩保)新田	久 兵 衛 新 田	北 鶴 田 新 田	南 鶴 田 新 田
② 位 置	松崎村 地先 佐々木村	松崎村 地先	松崎村 地先	松崎村 地先
③ 反 别	およそ70町歩 (塩田6町9反2畝20歩)	6町5反9歩	13町1反1畝24歩	14町1反5畝3歩
④ 高	37石266	102石201	117石157	
⑤ 引 請 人	四日市村 幸六 外8人	日田郡中城村庄屋 庄 久兵衛	金屋村 善左衛門 外7人	日足村庄屋 弥十郎
⑥ 錄 下	文政10年～天保7年 10年間	文政10年～天保7年	文政10年～天保4年 7年間	文政10年～天保7年 10年間
⑦ 工 事 開 始	文政10年3月 (文久2年)	文政10年9月	文政7年	文政10月2月
⑧ 工 事 終 了	文政13年 (文久3年)	文政13年	文政9年	文政10年
⑨ 檢 地	着 予	天保3年	天保3年	天保3年
⑩ 堤 防	2060間	540間	434間	937間
⑪ 工費 金換算	460貫 約7078兩余	51貫 約785兩余	107貫 約1650兩余	89貫 約1370兩余
⑫ 塩 田 試 作				
⑬ 田 烟 試 作	天保2年	烟 天保6年	文政9年	烟 文政11年
⑭ 堤防 決壊 破損	文政11年、弘化3年	文政11年7月 文政13年4月	文政11年	烟 文政11年7月 文政13年4月
⑮ そ の 他	他借95貫 天保11年の工費8900兩といふ 文久3年の工費6800兩といふ (左瀬井手)高森井手加入	鶴役所借7貫800匁 他九ノ池に加入申しこみ (左瀬井手)高森井手加入	文政10年ごろ天領となる (左瀬井手)高森井手加入	(左瀬井手)高森井手加入

文政十亥年  
天保七申年迄

拾ヶ年鍬下

外五人

工事着工は文政十一年の正月よりで、検地は天保三年である。延岡領に造られた金屋村村先の和田新田も第二期工事と思われ、鍬下年季は文政十年より天保七年迄の一〇年間である。引請人は延岡領金屋庄村屋の儀兵衛で反別二町一反廿七歩・高一七石一斗三升四合で、鹿伏新田に統いて文政十年二月に着工している。これについて広瀬文書には次のように記してある。

一文政十一子年正月より取懸り、同六月迄ニ汐留仕、其後追々ニ丈夫付仕候。

一外堤凡延長千間

但海頬惣石垣  
内凡百五拾間二重石垣

一凡銀百九拾八貫目余

新開取懸りる成就返諸入用井人足賃  
其外石垣入用百姓家入用共ノ迄

同銀拾五貫目

御領主より下候手当と成下候  
申候

右新開之儀海面西北詰ニ而浪當強、堤打合候迄者時々取繕不輕場所ニ御座候。

塩谷郡代による見立新田は宇佐・高田の海岸に十三新田ある。これら的新田開発を一期工事・二期工事と分けた仮説が、はたして正しいかどうかはわからない。天保郷帳を見ていたとき、高砂・郡中・神子山は郷帳にあげられているのに、他の新田名はない。なぜだろうかと考えたのが始めてある。浜高家新田は高家村に、乙女新田は乙女村に、順風は高砂新田に含まれていることはわかった。他の新田は不明で、それ故に鍬下年季による区分を仮説にした。

新田を調べるには史料がなく、広瀬家の史料が最も信頼できるものと思い見せていただいた。しかしこピーがとれず、螢光灯の下で写した写真を読んだ為に、不鮮明で文字がはつきりせず、多分に読み違えているのではないかと思う。その点会員の皆様から御訂正をいただければと思つてゐる。